



盛土行為についての違反事実を公表します

要 旨

本市は、「沼津市盛土等の規制に関する条例」に基づき、命令を受けた事業主が、期限までに命令に従わなかったため、**違反事実**を公表します。

(命令の内容)

条例の**許可を得ないで盛土**を行った事業主に対して、盛土行為の中止と原状回復等を命じました。

(今後の対応)

本件の違反事実について、すでに静岡県警察に通報しております。また、静岡県が実施した調査の結果も踏まえ、**県・市合同で指導**を行っており、今後も事業主に対し、現地の是正に向けて、粘り強く指導を行います。

概 要

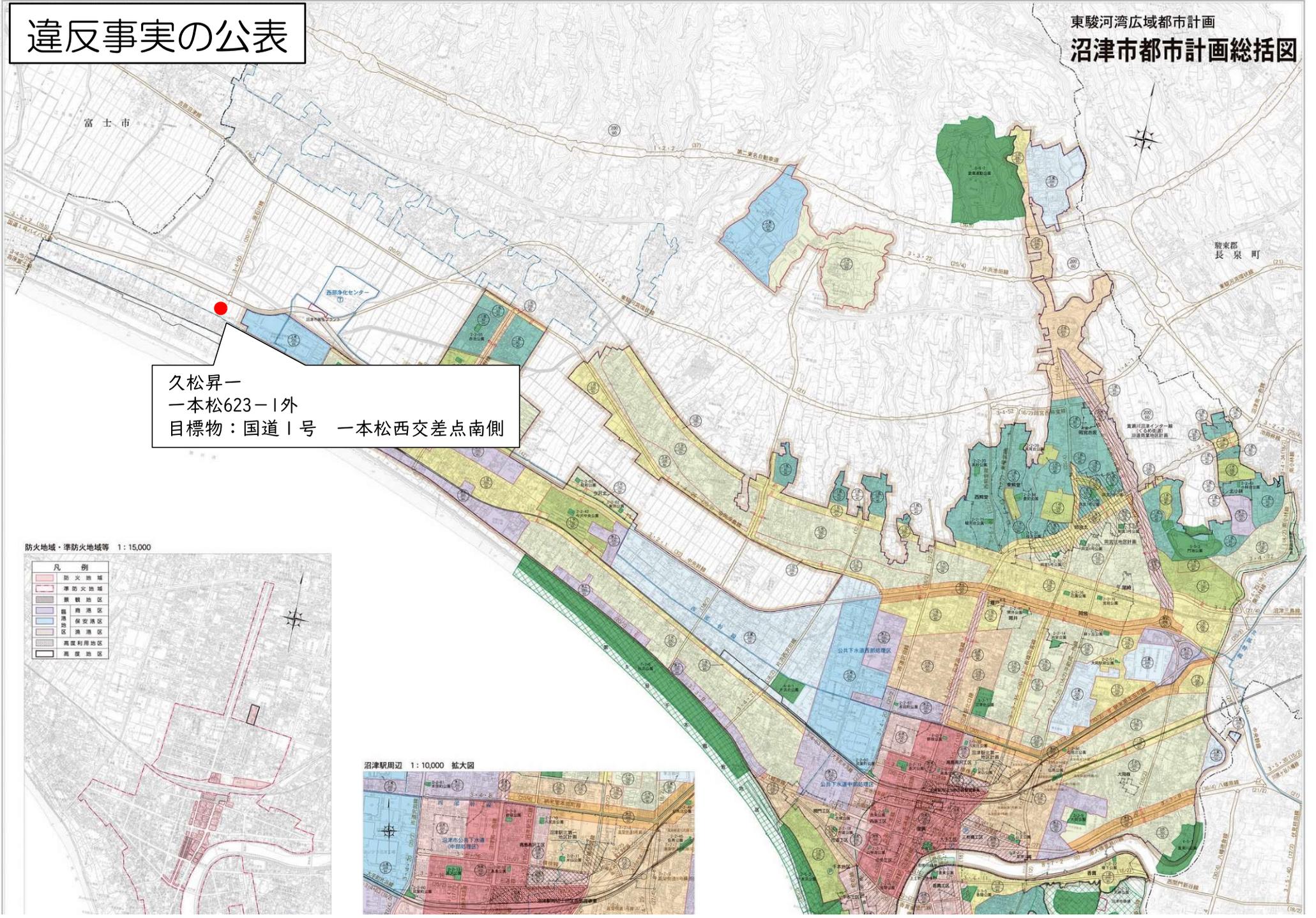
- 事業主 土地の所有者であって自ら事業を行うもの・事業を行う権限を有する者
・久松昇一(沼津市一本松 554 番地の2)
- 事 実 事業主は、令和2年9月頃から、沼津市長の許可を得ずに盛土行為を始めました。市は、事業主に中止・原状回復命令の行政処分を行いました。また、行政指導書を2回発出、さらに、静岡県も事業主に3回の行政指導書を発出しましたが、未だ現地は改善されていません。
- 盛土箇所 沼津市一本松字堤外 623 番1外
- 現地の状況 盛土が崩壊した場合、隣接する人家への土砂の流出が懸念されます。そのため、沼津市では、定期的なパトロールに加え、大雨後のパトロールにより都度状況を注視しており、盛土が直ちに崩落する危険性がないことを確認しています。
- その他 令和6年8月23日に公表した6件については、3件で是正に向けた土砂の搬出が進んでいます。残る3件も土砂搬出についての相談があり、是正に向けた動きを確認しています。

※ 盛土箇所等添付資料参照

お問い合わせ先

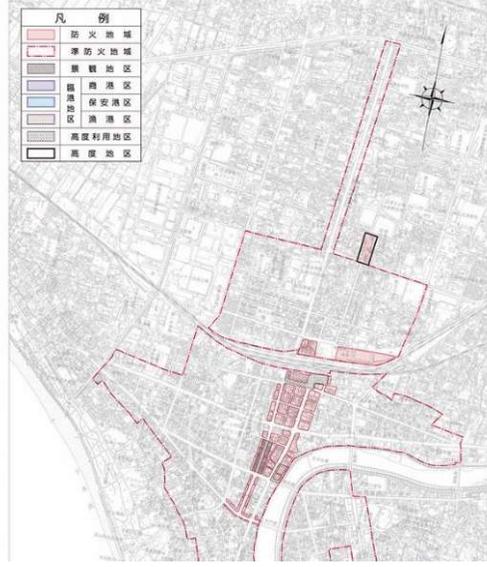
沼津市役所 都市計画部 開発指導課
直通:055-934-4761

違反事実の公表



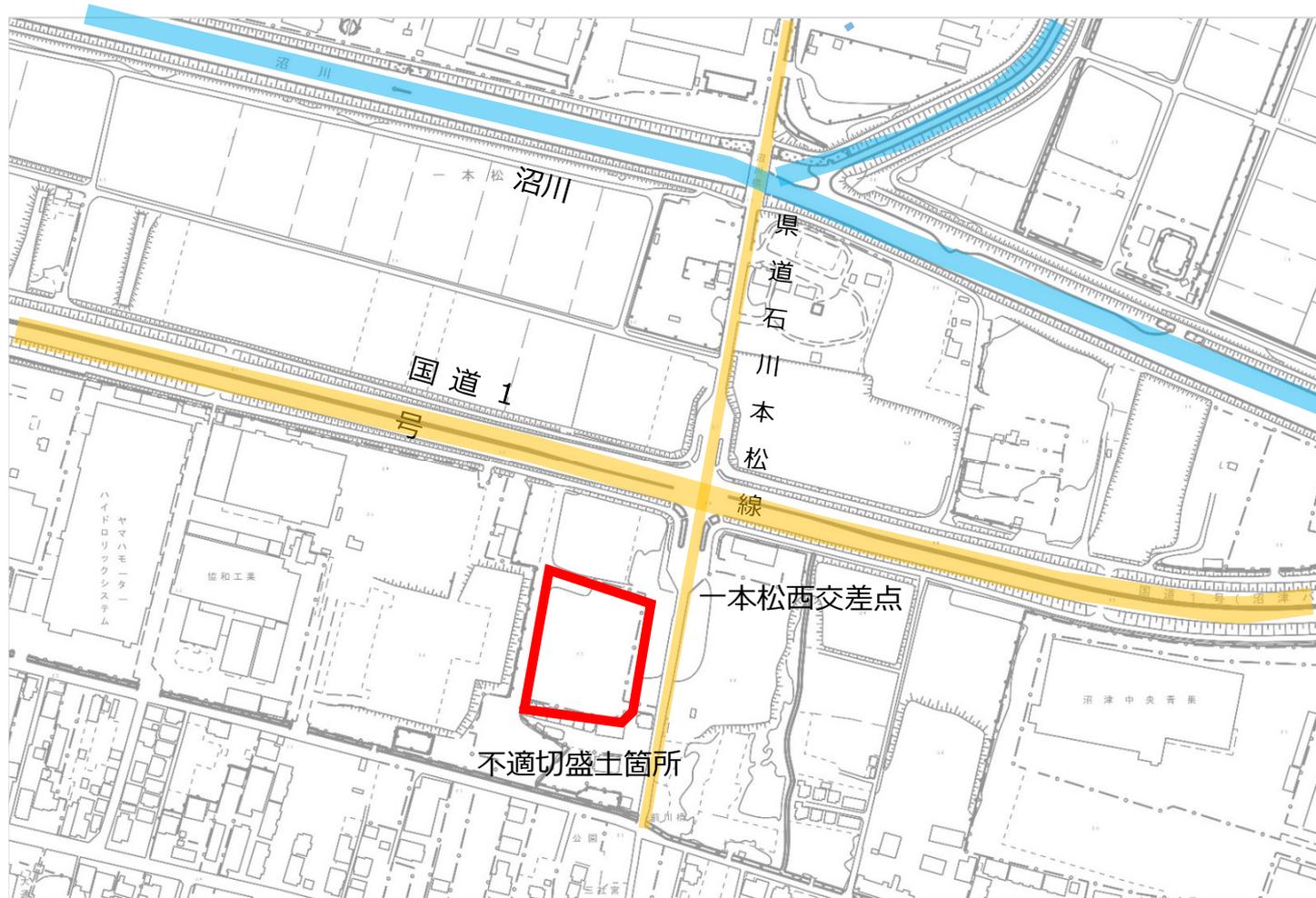
久松昇一
一本松623-1外
目標物：国道1号 一本松西交差点南側

防火地域・準防火地域等 1:15,000



沼津駅周辺 1:10,000 拡大図





盛土の範囲



盛土の状況



警告看板の設置



県による現地測量